

| | |
|------------------|-------------------|
| 号外第7（令和7年4月1日発行） | 発行日 5日、15日、25日 |
| 横 浜 市 報 | 発行所 |
| | 横浜市役所 |
| | 横浜市中区本町6丁目50番地の10 |

目 次

| | 頁 |
|---------------------------------|---|
| [条例] | |
| △ 横浜市市税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】 | 2 |
| [規則] | |
| △ 横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】 | 3 |

条 例

横浜市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年4月1日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第31号

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第73条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第77条第1項中「次に掲げる事項」を「その旨」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市市税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
。

令和7年4月1日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第53号

横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第66号様式（その1）備考5中「第73条第1号ア」の次に「又はウ」を加え、「同号ウ」を「同号エ」に、「同号エ」を「同号オ」に改める。

第70号様式（その2）を削り、同様式（その1）を同様式とする。
。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。